

「横浜型SDGs金融支援制度（仮）構築事業」 パートナーの選定に係る実施要領

（趣旨）

第1条 「横浜型SDGs金融支援制度（仮）構築事業」のパートナーを公募により選定する場合の手続き等については、この実施要領に定めるものとする。

（評価）

第2条 提案書を選定するための評価項目は、別紙「横浜型SDGs金融支援制度（仮）構築事業 提案書評価基準表」のとおりとする。

- 2 提案書の評価にあたって、必要に応じ提案者にヒアリングを行うものとする。
- 3 提案書の内容およびヒアリング結果を基に、当該事業に最も適した者を選定する。
- 4 選定、非選定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

（提案書評価委員会）

第3条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
 - (2) 評価のポイント、評価項目及びその比重並びに評価基準の確認
 - (3) 評価の集計
 - (4) ヒアリング
 - (5) (1) (4) を基にしたパートナーの選定
- 2 委員に委員長及び副委員長を置き、次のとおりとする。
委員長　　ヨコハマSDGsデザインセンター長
副委員長　ヨコハマSDGsデザインセンター事務局長
委員　　　行政（横浜市温暖化対策統括本部SDGs未来都市推進課長、横浜市政策局共創推進課長）、外部委員（学識経験者、民間企業など）
 - 3 委員長に事故等があり、欠けた時は、副委員長がその職務を代理する。
 - 4 評価委員会は、委員の5分の4以上の出席がなければ開くことができない。なお、委員が出席できない時は代理出席を認めるものとする。
 - 5 その他必要な事項

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。